

規制改革・民間開放推進会議
国際経済連携ワーキンググループ

平成 18 年 10 月 30 日
法務省

6 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
外国人人材育成に資する研修・技能実習制度の見直し （厚生労働省、法務省）	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第3号）（平成16年4月1日施行）引き続き逐次実施】	改定・法務ウ	逐次実施		
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。		逐次実施		

【講ぜられた措置の概要等】

- b 平成17年3月に策定した第三次出入国管理基本計画に基づき、制度の周知・徹底を図るとともに、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に責のない研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなどし、制度の趣旨に則った運用の適正化に努めているところであり、併せて、制度全体の見直しを検討しているところである。

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
実務研修中の法的保護の在り方 (法務省、厚生労働省)	研修生が実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、法的保護の在り方について幅広く検討し、結論を得る。	重点・外国(2) 〔改定・法務ウ〕			平成18年度までに結論

【講ぜられた措置の概要等】

研修・技能実習制度については、実務研修中の法的保護の在り方を含めて関係省庁と調整を行いつつ、研修・技能実習の運用実態の調査を行うなどして、見直しを行っているところであり、本年度中に結論を得ることとしている。

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
34 外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備（法務省、厚生労働省）	a 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、技能実習生に対する在留資格を創設する。	重点・外国（２）			検討・結論
	b 制度に係る告示・公示等、法令以外の規定に基づく受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任に係る規制等について、それぞれの性質を明らかにした上、政省令への格上げを行うなどの形で整理を行うことについて検討し、結論を得る。その際は、不正行為を行った受入れ機関の新規受入れ停止期間を５年に延長するなど、規制を厳格化する等の方策についても併せて検討する。	重点・外国（２）			検討・結論

【講ぜられた措置の概要等】

- a 研修・技能実習制度については、関係省庁と調整を行いつつ、研修・技能実習の運用実態の調査を行うなどして、見直しを行っているところであり、技能実習生に対する新たな在留資格を設けるかどうかを含め、本年度中に結論を得ることとしている。
- b 研修・技能実習制度については、関係省庁と調整を行いつつ、研修・技能実習の運用実態の調査を行うなどして、見直しを行っているところであり、本年度中に結論を得ることとしている。